

Title	労働者保険の施設を論ず (二)
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.5 (1920. 5) ,p.724(130)- 733(139)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200500-0130

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

- (註一) Lipson:—op. cit. pp. 296—303.
- (註二) Ibid. p. 305.
- (註三) Ashley:—op. cit. pp. 92—96.
- (註四) Ibid. p. 96.

(未完)

勞働者保險の施設 を論ず (二)

園 乾 治

七

以上述べたる所によりて、勞働者保險の必要なる所以は、略ぼ明瞭になつたことと思ふ。然らば次に論究すべき問題は保險の種類に關するものである。換言すれば、勞働者に對して如何なる種類の保險を設くべきかの問題である。以下少しく此點に就いて述べ、然る後に保險の組織及び經營に關する歐洲諸國の制度の沿革を研究して見たいと思ふ。

保險の分類に就いては既に多數の學者が努力

したる結果、種々の分類法が行れてゐる。就中、彼のマーネス氏の試みたる分類の如きは、理解に最も便利である。氏の分類法は標準を偶發的事件の經濟的性質に置くものであつて、能力喪失の肉體的或は生理的原因に置くものではない。乃ち勞働者保險は、次に擧ぐる各個の窮迫を救濟する救果ありとしてゐる。

一、勞働能力の一时的喪失、減損及び之に伴ふ所得能力の一时的喪失、減損が個人的原因(主觀的原因)若くは外界の事情によりて惹起されたる場合。例へば

- a 疾病に因る場合(疾病保險)
 - b 災害に因る場合(災害保險)
 - c 妊娠及出産に因る場合(産婦保險)
 - d 勞働市場の不況に因る場合(失業保險)
- 二、勞働能力及び所得能力の永久的喪失、減損が惹起されたる場合。

a 疾病又は災害の結果に因る場合 (不具

廢疾保險)

b 頽齡に及びたる場合(養老保險)

三、人としての存在を完全に失へる場合。換言すれば死亡に因る場合。(死亡により金銭上の損失を蒙る範圍内に於て)

a 埋葬の費用支出に因る場合(葬費保險)

b 遺族の扶助に對する場合(寡婦保險)

c 遺孤の扶助に對する場合(孤兒保險)

このマーネス氏の分類は頗る便利に出來てゐる。然しながら猶重要な種類のものを省略してゐる、のみならず實際に於ては密接なる關係を有する種類の保險を分立せしめてゐる缺點がある。故に矢張種々なる歴史的理由により保險の編成上の標準は、保險せらるゝ事故によつてゐるのである。此の主旨より分類する時は次の如き種類に區別せられる。乃ち

- 一、産業上の災害に對する保險
 - 二、疾病に對する保險
 - 三、老齡に對する保險
 - 四、廢疾不具に對する保險
- 但し三と四とは合して老廢保險をなすが普通である。

- 五、寡婦孤兒保險
- 六、失業保險

右の分類中には近年新に創始せられたる數種の保險を分類してゐない。思ふに、是れ等のものは普通に他の標準的保險の部門に合せられてゐるからである。而して勞働者が他の一般人士と同様に打撃を蒙る、産業上の災害にあらざる一般の災害に對する保險は、一に疾病保險の組織を俟つて救濟してゐる。尤も之れに就いては一九一一年の瑞西の法律は例外である。同國に於ては上述の場合にも、特殊の制度を設けてゐる。

る。次に産業上の疾病に對しては、多くの國に於て特殊の取扱をしてゐるものが多く、又産業上の災害に因る癱疾不具に對しては、普通一般の疾病に因る場合とは之を區別してゐる。更らに妊娠保險に對しては、伊太利を除く外は實施の便宜によりて、疾病保險として取扱ひ埋葬費の保險は、その原因に従つて或は疾病保險とし、或は災害保險として取扱ふのが普通である。

八

以上は保險の種類である。然し乍ら各國が凡て是れ等の種類の保險を盡く實施してゐるか云ふと、決してさうではない。蓋し是れ等各種の保險を同時に實施することは、理想としては頗る賞揚すべきものではあるが、財政上其他の負擔が莫大となるために、到底一國一社會の容易に實現し得るところでない。茲に於てか、如

何なる種類の保險を選択し、最も至急に實施すべきかと云ふ問題が生ずる。而してこの問題は第一に其國或は社會の勞働者は、如何なる種類の保險の實施を希望してゐるかその意嚮により又た第二には識者の考ふるところによりて、勞働者に對し如何なる保險を最も急速に實施すべきかを判斷すべきものである。然し乍ら、今一つの第三に考慮しなくてはならぬ事は、斯くの如くして選擇したるものが、實施上頗る困難にして其費用の多額と經營の煩瑣到底忍ぶべからざるものある時は、第一、第二の意嚮にのみよりて決定することが出来ぬ。かゝる場合には、實施の効果と費用との輕重によりて、決定すべきものであらう。然し、かく云へばとて費用の多額を唯一の遁辭として、勞働者保險の實施を、一時脱れに延引せしむる一部人士の所説は峻拒すべきものである。彼等は到底忍ぶ能はざるもの

にあらざる場合も此の遁辭を屢濫用するからである。我國に於て先づ如何なる種類の保險を實施するが急務であるかを述べる前に、歐米諸國に於ては如何なる保險を實施し、又た如何なる保險が最も發達し、最もよく効果を擧げてゐるかを研究して判斷の資にしたいと思ふ。

保險の種類は既に前に記述したる如くであるが、其中に於て現今最も發達し従つて最もよき効果を擧げたるものは災害保險である。災害保險は他の種類の保險とは、些か趣を異にしてゐる點がある。極く一部分の例外を除いては、各國共に産業上の災害に對する賠償の全額は、雇主の負擔に歸すべきものとしてゐる。故に産業上の災害による損害に對する、財政上の負擔責任は勞働者より雇主に轉せられたるものである。是が災害保險の重要な特色であつて、雇主の賠償制として知らるゝ所以である。故に災害保

險制度を組織するとは、勞働者にとりては直接に、左まで重要な意義を有するものではない。これは直接には雇主に對する問題である。強制的災害保險と稱するは、雇主を強制するの意であつて、勞働者を強制するの意ではない。故に採用したる國が、多數存在してゐたと云ふのも畢竟かゝる特色に基くのである。然し最近三十年を出ずして、各國は獨逸の例に従つて、何れも強制保險制度を採用するに至つた。

而してかくの如く保險制度の樹立を喚起せしめたるは、一に近世産業組織の發達による災害の増加と、業務上の災害は勞働者の負擔たるべしとする従來の思想が、變化したことに基くものである。業務上の災害に對する救濟として、民法上の規定が存したる時代に於ては、各國に於て規定するところは、大體次の如くであつた。

曰く、工業主若しくは監督者の、故意又は過失に基く災害に對して、勞働者は損害賠償の請求をなすことを得と。この規定は一見して何人も、その範圍の狭少に失するものなることを承認するであらう。そのみならず、其實際の運用に方つても、勞働者に頗る不利なる點がある訴訟を提起する場合、勞働者は工業主に故意又は過失の存したる舉證の責任を有し、煩瑣なる手續を経て、尙ほ訴訟に伴ふ可成の費用及び時日を費さざるべからざることは、勞働者の到底負擔に堪えぬところである。故にこの民法の規定は屢空文に終り、勞働者は何等の救済を受くる能はざるが通例の有様である。民法的救済に以上の如き缺點の存するを見て、後に、漸く特別法を以て勞働者の救済を計らんとしたるものが所謂雇主責任法又は職工賠償法である。この特別法に據る時は、勞働者が故意に誘致せしめ

たる災害ならざるものに對しては、凡て工業主が責任を負担すべきこととなつた。この結果は勞働者に對する法律上の救済は、非常に擴張せられた。然し乍ら、尙ほ實際上の運用に於ては、完全の域を去ること頗る遠き概があつた。茲に於てか、遂に保險制度による救済が、一般に歡迎せらるることとなつたのである。

勞働者保險に於ては、獨逸が凡ての點に於て、各國の先驅をなしてゐる。其長き經驗と問題解決の鍵鑰をなす統計材料と科學的研究とは、よく範を垂れて佛、伊、瑞典、諾威、白等と共によく世界的大運動たらしめたものである。かくの如き獨逸に於ける災害保險法の發布は、實に一八八四年七月六日であつて一八七一年の損害賠償法の制度を去ること、實に十三年の後に屬する。

佛蘭西に於ては、一八六八年の法律によつて國立災害保險銀行を設立し、之を保險機關として、

官營を以て災害保險制度を開始した。けれども強制主義を採らずして、工業主及び勞働者をして保險に加入すると否とは、全く自由に放任したる點が、獨逸の制度と趣を異にしてゐる。其後一八八〇年以來、屢該法律の修正案が提出せられた。けれども愈實施せらるゝに至つたのは殆んど十八年の長年月を経過したる、一八九八年の事である。現行の法律は、其後一九〇二年及び一九〇六年の兩度の改正を経たものである

は一八八〇年に賠償法を設け、次いで一八九四年には強制的保險法を發布するに至つた。

九

次に伊太利に於ける災害保險の沿革は、一八七九年委員會に法案の提出せられたるに始まり一八八三年には災害保險銀行の制度が設けられ一八九八年に至り始めて強制的災害保險制度が實施せられたものである。其他、埃太利に於ては一八八七年に強制的災害保險法の發布を見、瑞典に於ては一八八四年に賠償法案の提出あり一九〇一年に實施せられた。更らに諾威に於て

以上は各國に於ける災害保險及び賠償法の沿革の概要である。然らば他の種類の保險に關して、各國は如何なる沿革を有するものであるか次に先づ疾病保險に就いて記述して見たいと思ふ。疾病保險は、勞働者が疾病に因る勞働能力の減少又は喪失の爲めに蒙る經濟的損害を填補することを目的とするものである。然し乍ら災害は勞働者に特有のもの云ふを得るが、疾病は獨り勞働者にのみ特有のもの云ふことが出来ない。この相異するところは、やがて災害保險と疾病保險との施設に、相異を來たす所以である。疾病保險は災害保險に比較する時は、大なる發達を遂げて居るとは云へない。然しその起源は頗る古いものがある。而して最初は多く

の勞働者が、相互扶助の目的を以て組織したる

る。

か、或ひは雇主の企畫による私設の組合が保險を經營したものであつた。畢竟するに疾病保險は組合組織の發達に伴ひて發達したるものである。英、佛、白、獨、伊、等の諸國に於て、各組合は其組合員に種々の扶助を與へたものであつて、就中、組合組織の最も發達したる英國に於ては、疾病の救済のみに止らず、寡婦孤兒の救済を始め、養老、出産、死亡の補助其他各般の救済を實行したものである。然し乍ら、上述するところは凡て任意加入の保險である。この保險が強制加入の保險となつたのは最近の出來事である。而して現今歐洲諸國に於て、疾病保險の制度として採る手段は、或者は強制主義により、又た或者は任意主義によりて一致するところがない。獨逸、埃洪國の如きは前者の例であり、英吉利、佛蘭西、伊太利の如きは後者の例であ

英吉利に於ける疾病保險制度の沿革を述べんとすれば、勢同國に於ける友愛組合より説き起さなければならぬ。然し乍ら組合其物は茲に於ける主題ではないから、出來る丈け簡略に記述を終り度い。英吉利に於て一七九三年の組合法の發布によりて適法なる組合を承認せられ、一八七五年には登記を経たる組合に對する特典を許容せられ、更らに一八九五年には條例によりて各種の便宜を供せらるゝに至つて、愈組合の基礎鞏固となり、其發達も頗る目醒ましきものとなつたのである。而して此等組合の加入に對しては、規約によりて種々の制限を設け、又た救済の範圍程度及び贖金額にも夫々相違があるかくの如く英吉利には、發達したる組合が組織せられて居つたのであるが、この事實を表面的に觀察して、同國に於ては何等、國立保險制度

の必要なきものと判斷してはならぬ。何となれば、此れ等の組合に加入し得る勞働者は、比較的餘裕あり且つ將來に對する思慮あるものに局限せられてゐたからである。大多數の眞に救済を必要とする勞働者は、何等疾病に對する保障を有してゐなかつた。一九一一年即ち國立保險の設立せらるゝ年に於ける、全勞働者の約二割の勞働者のみが組合加入者であつて、他の八割に相當する大多數の勞働者は、救済なくして疾病の危険に接してゐたのである。一九一一年五月四日の國立保險法案は、最も時宜に適したるものであつた。

次に獨逸に於て初めて疾病保險の制定を見たるは、一八八三年六月十五日のことであつた。現行法は其後一八八五年及び一八八六年、一八九二年及び一九〇〇年最後に一九〇三年の數回に亘る改正を経たるものである。獨逸に於ける

該法律の特色とするところは、保險適用の範圍が頗る廣汎に亘れること、及び強制加入と強制設備の諸點である。即ち單に所謂勞働者のみならず年所得の二千馬克以下の數種の下級吏員を強制的に保險に加入せしめ、又た從來存在せる組合を許容する外、工業主を強制して保險設備の經營をなさしむるものであつた。而して疾病保險の組合としては自治區疾病金庫、地方疾病金庫、工場疾病金庫、其他大略七種の金庫がある。尙ほ埃太利の保險組織は、獨逸の制度と殆んど軌を一にするものである。同國に於ける制度は獨逸の制度を模倣して、一八八八年三月三十日に制定せられ、後一八八九年に修正を経て今日に及んだものであるからである。たゞ其郡縣を區域とする金庫組織の盛大なることが、同國に於ける唯一の特色と云ふべきものである。

一〇

老癈保險は疾病保險と共に社會政策的保險として、等しく重要なるものである。而して災害保險及び疾病保險の場合と同様に、友愛組合又は勞働組合がその經營の任に當つたものである。然し乍ら、今尙はその發達は頗る幼稚の域を脱することが出来ない。思ふに此の種の保險が不振なる原因は第一に、一般下級勞働者にして收入寡少なるものは疾病及び災害に對する準備に急にして、到底老癈に對する準備を行ふの餘裕に乏しきこと。第二に、保險費用の多額を要すること。第三に、保險金支拂期の長期に亘るか又はその金額の多額に上るべき本質上の缺點あること。第四に、保險料の算定が煩雜にして困難なること等を數へることが出来やう。故に老癈保險の發達したる佛蘭西に於ても、全數の約一割の組合が、此の種の救済を實行してゐるに過ぎない。其他英吉利、白耳義等の諸國に

於ても見るべきものは寔に少ない。右の外に雇主の講ずる老癈救済の制度として年金制度があるが、その施設は一部少數者の實行するに止つてゐる。

老癈保險の必要は今更説くにも及ぶまい。しかも之れに對する私設の制度が、斯くの如く萎微不振の状態にあるを知る者が、官營老癈保險の必要を提唱するに至るは當然の徑路である。此の點に關する主要國の沿革を見るに、先づ獨逸が最初に保險法を發布したるは一八八九年六月二十二日にして、其後數回の修正を経て、一八九九年に發布せられたる改正法を以て、現在に及んでゐる。佛蘭西の老癈保險の沿革は一八五〇年の國立養老年金保險局の制度に初まり、其の後十數回の修正又は改正の後、現行制度は一九一〇年四月五日の改正法によりて實施せられたるものである。其外に於てはルクセンブルグ、

ルーマニア、瑞典の三國が強制老癈保險法を有するに過ぎない。尙ほ特殊産業に従事する勞働者に對する、強制保險及び養老年金制度に就ては研究を他日の機會に譲ることとする。(未完)

新刊紹介

堀江博士著 勞働組合論 (社會叢書)

四六版約二百頁
定價金二圓四角文堂發行

社會問題は社會の現狀に戀々たる一派の保守的思想と之に對して不滿を有する一派の急進的思想との抗争によつて益々紛糾すと雖も、其間に自から情勢の推移動かす可からざるものあり然も此の推移の方向及遲速はまさに社會運動の方向並びに遲速を決定するものにして勞働問題の解決もこの趨勢に隨順するによつて見出され得可きの理也。然るに勞働運動によつて特にそ

の特權の脅かさるゝを懼るゝ資本家階級は別とするも政府當局者の此の理に暗く偏頗にして頑迷なる、爲めに我國勞働運動の傾向並びに其の社會に及ぼす影響につきて寒心す可きものなしとせず。實に吾人は堀江博士の『我國當面の勞働問題を解決するには當局者の知見を開發するを以て急務の一なりとす可き也』と云へる言に贊せざるを得ず(本書二二六頁)

されば妥協的政策を斥け『飽くまでも闘争的職分を有する職工組合を我國に起し大に勞働者の利益を發揚したる後に於て資本家と云ひ勞働者と云ふが如き階級的差別を撤廢する時の來るを促さんと已まざる』堀江博士著勞働問題の現在及將來。序文)博士の新著『勞働組合論』は眞に我國勞働運動の指鍼とす可き也。

それ、勞働結社は勞働者の權利也。よし勞働力は今日に於ても疑もなく一個の商品たりと雖